

件名	愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例		
主管課	財政課		
根拠法令等			
【改正の概要】			
各選挙区において選挙すべき議員の数等についての一部改正			
1 各選挙区において選挙すべき議員の数			
〔旧〕		〔新〕	
選挙区	議員数	選挙区	議員数
越智郡選挙区	3人	(削除)	
松山市・温泉郡選挙区	14人	松山市選挙区	15人
今治市選挙区	4人	今治市・越智郡選挙区	7人
北条市選挙区	1人	(削除)	
2 選挙区に関する特例			
(1) 上浮穴郡及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月1日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。			
(2) 大洲市及び喜多郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年1月11日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。			
施行日	平成17年1月1日(大洲市の設置に係る部分は平成17年1月11日、今治市の設置に係る部分は同月16日)		
【その他参考事項】			